




監査報告書

公益社団法人 江刺青年会議所
理事長 管野 聡 殿

令和3年(2021年)12月22日

公益社団法人 江刺青年会議所
監事 前田 誠一郎 

公益社団法人 江刺青年会議所
監事 菅原 大介 

公益社団法人 江刺青年会議所
監事 司東 隆光 

私たち監事は、令和元年(2020年)12月17日から令和2年(2021年)12月16日までの事業年度の理事の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

監査日時 令和2年(2021年)12月21日(火曜日)
場 所 公益社団法人 江刺青年会議所 事務局
出席者 前田 誠一郎 監事 菅原 大介 監事 司東 隆光 監事
管野 聡 理事長 高橋 詠一 専務理事

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) 不正行為又は定款に違反する重大な事項

理事の職務執行に関する不正行為又は定款に違反する重大な事項は認められませんでした。今後とも、監事としての適正な業務の執行に努め、理事の職務執行に関する不正防止の為の監査を継続致します。

以上